

雇い主への届出は

あくまで任意です!

マイナンバー

法的義務ではありません

届出がないことを想定した

国も 制度運用をしています

マイナンバーの届出をうながす書類が、6日、ボックスに入っていました。人事チームからの「依頼」で、「事業者が行っている社会保障、税等の事務手続にマイナンバーを付与することが義務づけられ」たので「本学におきましても、職員および職員の扶養親族のマイナンバーを取得する必要がありますので、下記の提出要領により提供方よろしく」との内容です。

生労働省にも、個別事業者への命令権限は委任されておらず、強制力も発生しません。ましてそこで働く労働者に事業者への届出義務もなく、あくまで任意です。また、内閣府のマイナンバー関連のウェブサイトを

よく見るとわかりますが、国の側も、事業者・労働者が届出をしなかった場合を想定したとりあつかいをしています。番号による国民管理への不安が寄せられ、また完全なセキュリティ管理が保障されないことを考

えると、最初から事業者に届出をしないのが、いちばんのセキュリティ対策です。まだ番号を受けとっていない人も多いなか、「2月29日までに」とのこと。先の話ですが、慎重な対応が求められます。

「個人の判断です。国から集めるといわれているから集めているだけ」(人事チーム)

ただ届出をしなかった場合に、事務職員の方がたが困るのではないかと、この

ただ届出をしなかった場合に、事務職員の方がたが困るのではないかと、この

ただ、国から集めるといわれているから集めているだけ「このこと」でした。

これまでの国のやり方でした。今回も同様の対応が予想されます。

しかしこの記載内容は正しくありません。いかにも国民の義務のように書かれています。財務省にも厚

のが気になります。人事課は、「個人の判断です。国がこれからどういう運用をするのかまったく読めない。

法律上、命令権限等が規定されていないといっても、実務上さまざまな強制的な

しはりをかけてくるのが、には、疑問を感じます。

給与法を審議する通常国会が始まる

通常国会が開会しました。すでにお知らせしたように、2015年人事院勧告にもとづく賃上げを盛り

込んだ国家公務員の給与法改正案が提出されています。この法案の可決成立に

より、「国家公務員に準拠

した」国立大学法人の教職員給与も改定される手はずとなります。三重大学で月に遡及した、期末手当を含む差額支給となります。

三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2016年 1月12日 (火) 第96号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

発行人 堀内義隆 / 編集人 前田定孝

E-mail: horiuchi@human.mie-u.ac.jp

